

特別委員会設置の件

(名 称)

議会基本条例策定特別委員会

(設置目的)

福島市議会基本条例（案）を策定し、地方自治法第110条第5項の規定に基づき、議案として提出するため

(委員定数)

17名

(所管事項)

- ・福島市議会基本条例（案）の策定
- ・地方自治法第110条第5項の規定に基づく当該条例案の提出

(設置期間)

福島市議会基本条例（案）を策定し、地方自治法第110条第5項の規定に基づき議案として提出するまで設置するものとし、閉会中においても継続して所管事項を実施する活動を行うものとする